

日本情報科教育学会九州・中国・四国支部規約

平成23年3月20日 制定

第1章 総則

第1条 本支部は、日本情報科教育学会九州・中国・四国支部(Kyushu, Chugoku and Shikoku Branch of Japanese Association for Education of Information Studies)と称する。

第2条 本支部の業務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局の所在地は、細則にこれを定める。

第2章 目的および事業

第3条 本支部は、学校教育における情報科教育の学術研究および実践研究に関する情報を交流し、研究開発を支援し、併せてこの分野に関する社会的啓発を図り、情報科教育の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために、例えば以下のような事業を行う。

- (1) 研究大会、研究会、講演会、シンポジウムなどの開催
- (2) 機関誌および図書、電子出版物の発行
- (3) 国内外学会・協会との連携、協力
- (4) 情報科教育に関する情報の発信、収集、蓄積
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報科教育の研究および教育実践の発展に関し、特に必要と認められる事業

第3章 支部会員

第5条 日本情報科教育学会の会員のうち、学会誌の送付先が九州・中国・四国地区にある者を本支部会員とする。

2. 九州・中国・四国地区の範囲については、細則に定める。

第6条 本支部の会員種別については、細則によりこれを定める。

第4章 役員及び組織

第7条 本支部の業務を行うために、次の役員および評議員を置く。

1. 役員

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 顧問 5名以内

2. 評議員 20名以内

3. 支部長(1名)、副支部長(2名)、事務局長(1名)、会計(1名)を置き、理事の中から互選でこれを充てる。

第8条 支部長は、本支部の業務を総理し、本支部を代表する。

1. 支部長に事故があるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した副支部長が、その職務を代行する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、業務を処理する。

第9条 支部長である理事は理事会を開催し、本会の会務を議決し執行する。

第10条 監事は、主に会計監査と業務監査に関し、民法第59条に準じた職務を執行する。

第11条 評議員は、支部長の諮問に応じ、評議員会を開催し支部長に対して意見を述べる。

第12条 理事、評議員は支部会員の中から理事会が推薦し、総会において承認された者とする。

第13条 役員および評議員の任期は原則2年とするが、再任を妨げない。ただし、2年を超えた日までに於いて、当該年度の総会が開催されていない場合には、その総会までその職に任ずるものとする。

第14条 役員および評議員は、支部総会において就任する。

第15条 監事、顧問は、理事会の議決を経て支部長が任免する。

第5章 委員会

第16条 本支部の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会及び研究会をおくことができる。

第17条 前条による委員会に委員長を、研究会に研究会会長をおく。

2. 委員長及び研究会会長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第18条 委員長及び研究会会長は理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

第19条 委員会及び研究会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 会議

第20条 通常支部総会は毎年1回、支部長が招集する。

第21条 理事会、評議員会および支部総会の議長は、支部長または支部長が指定した者が行う。

第22条 監事は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

第23条 理事会は、毎年1回以上支部長が招集する。ただし、理事の人数の2分の1以上から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、支部長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

2. 支部長は、理事会に評議員を招集し、その意見を聞くことができる。なお、この場合の理事会を拡大理事会と称する。

第24条 理事会は、理事の人数の半数以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について、書面または電子メールをもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

第25条 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは議長が決する。

第26条 評議員会は、必要ある毎に支部長がこれを召集する。

第27条 支部長は、支部会員総数の10分の1以上から、会議に付すべき事項および理由を記載した書面を提出して、支部総会の招集を請求されたときは、遅滞なく臨時支部総会を招集しなければならない。

第28条 支部総会の招集は、事前に支部会員に通知する。

第29条 次の事項は、通常支部総会に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他理事会において必要と認めた事項

第30条 支部総会は、役員、評議員のそれぞれ過半数の出席者がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項について、書面または電子メールをもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

第31条 支部総会の議事は、出席支部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第32条 支部総会の議事の要項および議決した事項は支部会員に通知する。

第7章 会計

第33条 本支部の事業遂行に要する経費は、本部からの補助金、事業に伴う収入、および資産から生じる果実その他の運用財産をもって支弁する。

2. 日本情報科教育学会会員からは、支部会費を徴収しないものとし、その余の支部会費については細則にこれを定める。

第34条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更ならびに解散

第35条 本規約は、理事会の議決および支部総会のそれぞれにおいて出席会員の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第9章 補則

第36条 本規約施行についての細則および規程は、支部総会の議決を経て別に定める。